

三田市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条の5 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第3条の5 省略 (公園施設に関する制限等)</p> <p>第3条の6 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。</p> <p>以下省略</p>